大綱５　生活基盤整備の施策

大項目１．地域特性に即したまちづくりの推進

まちの現況

本町は、北部地区と南部地区、中央東部地区に、農地と旧集落の調和による田園的土地利用がなされ、中央西部地区に住宅団地開発による都市的土地利用がなされています。この土地利用形態を活かしながら地域の活性化を進めるため、第４次総合振興計画や都市計画マスタープランなどに位置づけている土地利用計画の一部を見直すことが必要になっています。

現在、土地利用計画には、*(都)東埼玉道路の事業化の進展にともなう*(都)浦和野田線との交差部の*松伏インターチェンジ予定地区とその周辺地区の整備や江戸川堤防強化対策事業、*高規格堤防整備事業などが計画されています。

また、本町は、広域的には越谷レイクタウン駅周辺やつくばエクスプレス沿線の開発が進むにつれて、大規模開発の波が強く押し寄せる地域でもあります。

今後の課題

長期的視点にたった新たな土地利用

町民参加による地域特性を活かしたまちづくり

基本的な方針

田園的な土地利用と都市的な土地利用とが調和するよう土地利用計画を見直し小規模な工業団地の整備を推進します。

地域の特性にあわせて、町民が主体となったまちづくりを協働で進めていきます。

施策目標

町民満足度の向上を図ります。　～アンケート調査（５段階）～

松伏町の住みごこちを住みよいと回答する割合	*63.5%*	５年間	*70.5%*

---

*(都)東埼玉道路：八潮市の東京外郭環状道路と、春日部市の国道１６号をつなぎ町内を南北に縦断する自動車専用道路。。
*(都)浦和野田線：さいたま市の(都)新浦和越谷線から、越谷市を通り、町内を東西に横断し、野田橋へ接続する路線。
*松伏インターチェンジ：南北に縦断する(都)東埼玉道路と東西に横断する(都)浦和野田線の結節点（予定）の通称。
*高規格堤防：現在の堤防から居住地域側に堤防の高さの約３０倍（おおむね３００ｍ）にわたって盛土を行った幅の広い堤防のこと。スーパー堤防とも称する。

（1）均衡ある土地利用の推進

①各種地域指定の見直し

(都)東埼玉道路の事業化にともない田園的土地利用と都市的土地利用との調和を図りながら、*高速鉄道東京８号線構想や高規格堤防構想などにも配慮した土地利用計画を策定し、地域に即したまちづくりを推進します。

②小規模工業団地の整備

地域経済の活性化や企業立地需要に応えるため、関係者と協議しながら小規模な工業団地の整備を進めます。

（2）町民主体のまちづくりの推進

①協働によるまちづくりの推進

*ＮＰＯをはじめとした地域住民が主体となり、行政と協働・連携して、地域ごとの歴史や特性を活かしたまちづくりを進めます。

*高速鉄道東京８号線：東京都内の豊洲、住吉、押上、亀有から千葉県野田市までを結ぶ予定の路線。
*ＮＰＯ：営利を目的とせず、公益のために活動する民間団体（非営利組織）の総称で、「Non Profit Organization」の略。

大綱５　生活基盤整備の施策

大項目２．道路網の整備

まちの現況

鉄道駅のない本町にとっては、広域幹線道路は都市活動を円滑にするために欠かせない道路であり、現在整備が進んでいる*(都)東埼玉道路、*(都)浦和野田線を南北及び東西につながる広域幹線道路として位置づけ、重点的に整備を促進しています。

また、外河原地区の(都)八反河原町線及び(都)河原町深町線の整備やふれあい橋の開通、かがり火公園交差点の改良により、町の南北交通が整備され、東西交通とあわせて町内交通網が著しく発展しました。しかし、その反面、通過交通量の著しい増加にともなう生活道路への流入や交通事故の増加などの問題も生じています。

本町の都市計画道路は、地域的な偏りがあるため、町内の主要道路を道路網形成の視点から明確に位置づけていくことが必要となります。

今後の課題

- 主要道路の効率的な整備
- 住環境をふまえた生活道路の整備
- 道路の安全性の確保

基本的な方針

- 本町の都市活動を円滑にするため、広域幹線道路である(都)東埼玉道路、(都)浦和野田線の整備を沿線自治体と協力して一層促進します。
- 幹線道路の位置づけを明確にし、整備効果が高く、必要な幹線道路の整備を集中して行います。
- 安全で快適な道路環境を確保するため、道路の整備・改善を進めるとともに、適正な維持管理を行います。

活動目標

自動車や自転車、歩行者が安全・安心して通行するために

都市計画道路（全６線）の整備	7,792m	５年間	8,445m

---

*(都)東埼玉道路：八潮市の東京外郭環状道路と、春日部市の国道１６号をつなぎ町内を南北に縦断する自動車専用道路。
*(都)浦和野田線：さいたま市の(都)新浦和越谷線から、越谷市を通り、町内を東西に横断し、野田橋へ接続する路線。
*松伏インターチェンジ：南北に縦断する(都)東埼玉道路と東西に横断する(都)浦和野田線の結節点（予定）の通称。
*都市計画道路：都市計画法の規定により、円滑な都市活動を確保し良好な都市環境を保持するために「都市計画決定された道路」のこと。ただし、都市計画決定は、実際の事業着手を意味するものではない。この冊子では、都市計画道路の路線名に「(都)」を付記している。

生活道路の整備（拡幅・側溝整備）	—	5年間	1000m
歩道の整備	—	5年間	200m

施策目標

町民満足度の向上を図ります。　～アンケート調査（5段階）～

安全で快適な道路環境の整備	2. 49pt	5年間	3. 38pt

基本計画

（1）　幹線道路の整備

①広域幹線道路の整備

広域幹線道路である(都)東埼玉道路や(都)浦和野田線の整備促進を国や県に積極的に要望し、整備の促進を図ります。

②都市計画道路の整備

都市計画道路未整備箇所の整備を推進し、町内の交通利便性の向上を図ります。

③県道の整備促進

*越谷野田線の整備促進や県道の交差点改良、歩道の整備、適切な維持管理を県に要望します。

（2）生活道路の整備

①町道の整備

町道は、狭あいな生活道路の拡幅や道路側溝の整備を推進するとともに、主要路線の計画的な整備に努めます。

②歩道の整備

歩行者や自転車が安全に通行できるよう、歩道や*コミュニティ道路の整備に努めます。

（3）新規道路の整備

①新規道路の整備検討

公共施設の配置や交通量の増加に対応した新規道路の整備については、費用対効果などを見極めたうえで検討します。

---

*越谷野田線：越谷市大沢から本町を経て野田市に至る主要地方道。
*コミュニティ道路：道路をわざと曲折させたり歩道を車道側に凹凸に広げたりして、自動車が減速して走行するようにした歩行者優先の歩車共存道路のこと。

（4）道路環境の整備

①道路の維持管理の充実

通行に危険が生じないよう、車道・歩道ともに、今後とも計画的な舗装修繕を行います。また、街路樹や側溝、街灯などの適正な維持管理や美化を推進し、快適な道路環境を確保します。

②人にやさしい道路づくりの推進

道路の整備や修繕に際しては、*ユニバーサルデザインの観点に立った人にやさしい道路整備に努めます。

---

*ユニバーサルデザイン：まちづくりや商品のデザインなどについて、能力あるいは障がいの程度にかかわらず、すべての人々が利用しやすいデザインを最初から取り入れる方法。

町道７号線の整備

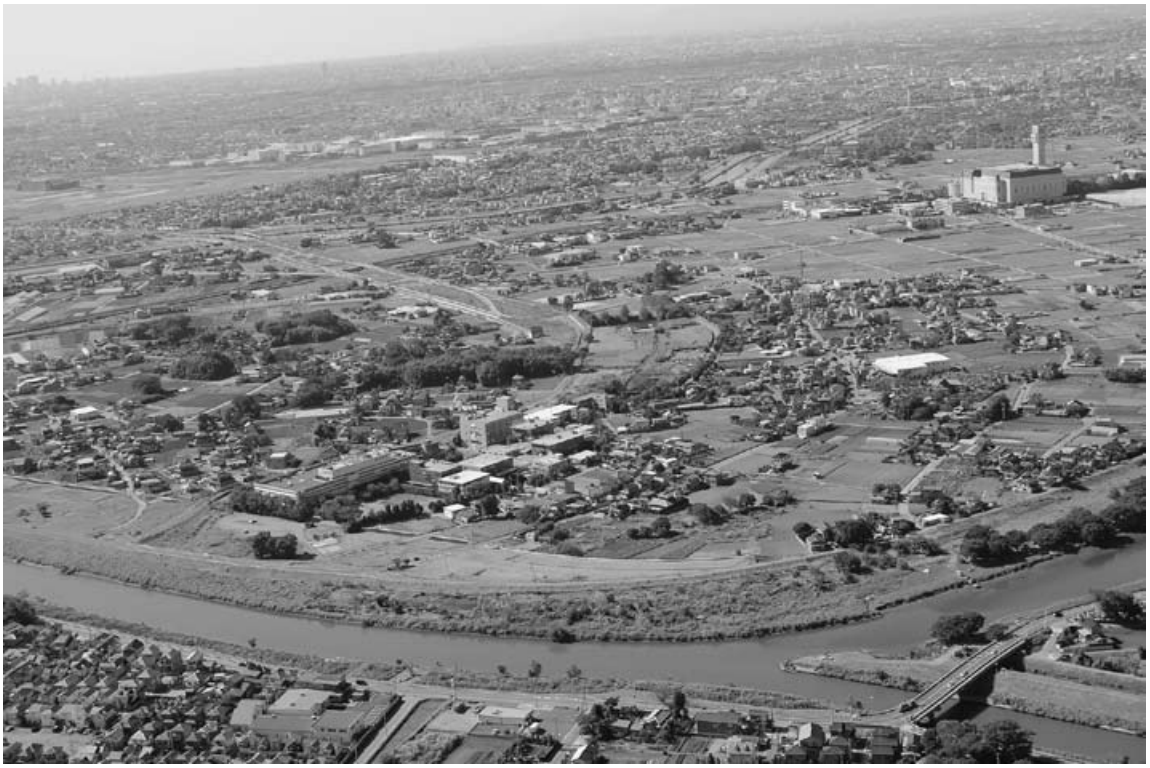

東埼玉道路の整備地区周辺

大綱５　生活基盤整備の施策

大項目３．公共交通の整備

まちの現況

鉄道のない本町にとって、路線バスは町民の生活の足として欠かせないものです。バス運行に関する規制緩和により、多様な事業形態による運行や新規参入が容易になり、町内においては、多数の鉄道駅へアクセスできるようになりました。

主要な幹線道路にはバス路線が整備されており、また補助制度と相まって*低床バスの普及率は高まってきています。

*高速鉄道東京８号線については、地下鉄８号線建設促進並びに誘致期成同盟会による国や県への要望活動、総決起大会など、事業化へ向けた活動が根強く進められています。

今後の課題

- バス路線が少ない地域の交通利便性の向上
- 誰もが利用しやすい交通インフラの整備
- 地下鉄建設の早期事業化

基本的な方針

- バス運行業者と協力し、交通利便性の向上に努めます。
- 高速鉄道東京８号線構想を具体化するため、積極的な要望活動に取り組みます。

活動目標

公共交通機関が充実したまちにするために。

低床バスの普及率	*52. 1%*	５年間	*62%*

施策目標

町民満足度の向上を図ります。　～アンケート調査（５段階）～

充実した公共交通網の整備	*2. 23pt*	５年間	*3. 13pt*

*低床バス：乗り降りが楽にできるよう、床面を低くしたバス。
*高速鉄道東京８号線：東京都内の豊洲、住吉、押上、亀有から千葉県野田市までを結ぶ予定の路線。

（1）バス交通の整備

①バス路線網の整備促進

新規路線の設置や既存路線の増発、最終バス運行時間の延長などをバス事業者に要望するとともに、*低床バスの導入促進や停留所の整備などの環境づくりを推進します。

（2）鉄道の整備

①高速鉄道東京８号線の具体化促進

高速鉄道東京８号線の八潮－野田市間先行整備の早期事業化に向けた研究・検討を行うとともに、民間団体と協力し関係機関に積極的な支援を要望します。

大綱５　生活基盤整備の施策

大項目４．総合的な排水対策

まちの現況

本町の生活排水処理は、公共下水道、*農業集落排水処理施設、*合併処理浄化槽の３つの方法で整備を進めています。

公共下水道は、*市街化区域で実施しており、区域内の整備率は９割を超え、接続率の向上に努めています。

農業集落排水処理施設は、*市街化調整区域で実施しており、現在は魚沼堤内地区の事業が完成し、施設の供用を開始しています。

合併処理浄化槽は、市街化区域及び農業集落排水事業供用開始区域を除いた区域において設置し、単独処理浄化槽からの転換について普及を促進しました。

今後の課題

- 生活排水の効率的な処理
- 浄化槽の維持管理の徹底

基本的な方針

- 生活排水処理基本計画を社会経済状況にあった計画に見直します。
- 市街化区域では、公共下水道の整備を進めます。
- 市街化調整区域では、地域の特性に応じた排水処理施設の整備を進めます。

活動目標

適切な生活排水処理体系であるために。

排水路の整備	―	５年間	2,000m
合併処理浄化槽人口	6,669人	５年間	7,312人

---

*農業集落排水処理施設：農業振興地域内の農業集落を対象とした、汚水又は雨水の処理施設のこと。農業用用排水の水質保全や農業用用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質保全に寄与している。

*合併処理浄化槽：し尿と生活雑排水（台所や風呂などからの排水）をあわせて処理する浄化槽のこと。し尿のみを処理するものは単独処理浄化槽という。

*市街化区域：都市計画法により定められた区分で、市街化区域は既に市街地を形成している区域及びおおむね１０年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいい、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域をいう。

市街化区域での公共下水道の整備率	95.2%	5年間	100%
公共下水道への接続率	79.2%	5年間	85.0%

施策目標

町民満足度の向上を図ります。　～アンケート調査（５段階）～

生活排水処理整備の充実	2. 91pt	5年間	3. 67pt

基本計画

（１）新生活排水処理基本計画の策定

①地域の実情に合った効率的な計画の見直し

本町の将来的な社会経済状況、地域特性、事業の費用対効果を踏まえて生活排水処理計画を見直します。

（２）公共下水道の整備

①公共下水道の整備

市街化区域では、公共下水道の計画的な整備を推進するとともに、終末処理を行う中川流域下水道の整備を促進します。

②維持管理の充実

供用開始区域では、施設の適正な維持管理を行います。また、公共下水道整備の効果を高めるため、接続率の向上を図ります。

（３）農業集落排水事業の推進

①農業集落排水処理施設の整備

市街化調整区域では地域の特性に応じて、農業集落排水事業の計画的な推進を図ります。

②維持管理の充実

供用開始区域では、施設の適正な維持管理を行います。また、農業集落排水事業の効果を高めるため、接続率の向上を図ります。

（４）合併処理浄化槽の設置促進と適正な維持管理の促進

①合併処理浄化槽の普及促進

農業集落排水事業供用開始区域を除く市街化調整区域では、地域の特性に応じた合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽からの転換を促進します。

また、浄化槽の適正な維持管理についても普及啓発を図ります。

②水路・排水路の整備推進

合併処理浄化槽からの放流先を確保するため、水路・排水路の整備を進めます。また、既設の水路・排水路の機能改善や維持管理を進めます。

大綱５　生活基盤整備の施策

大項目５．上水道の充実

まちの現況

生活の変化により家庭での水需要は増加の傾向にあります。しかし、近年のダム建設の状況からは、安定した水の供給確保に限界があることが懸念されています。一方、環境問題や食の安全性への関心の高まりから、安心・安全な水へのニーズもあわせて高まりを見せています。

本町の水道事業は、施設の整備、維持管理等事業全般を*越谷・松伏水道企業団により行われています。供給されている水のうち９２％が埼玉県企業局から購入され、南部浄水場、北部浄水場、築比地浄水場から配水されています。残り８％が地下水からの自己水です。

今後の課題

- 節水意識の普及や水資源の有効利用
- 老朽化した施設の適正な維持管理
- 安心・安全な水の供給

基本的な方針

- 安心して飲むことができるよう、安全でおいしい水の安定供給を図ります。
- 貴重な水資源を有効利用するため、節水意識を高めます。

施策目標

町民満足度の向上を図ります。　～アンケート調査（５段階）～

安心・安全な上水の供給	―	５年間	*3. 00pt*

*越谷・松伏水道企業団：越谷市と松伏町で構成される一部事務組合。水道事業及び下水道使用料徴収事務を行っている。

基本計画

（1）水の安定供給

①水資源の確保

水の安定供給を図るため、埼玉県が進める水利権の獲得に協調するとともに、県水からの受水量の確保を促進します。

②水道施設の維持管理

浄水場や貯水槽、配水管の老朽対策、漏水の防止、災害時での上水確保のため、*ろ過装置の設置などを進めます。

（2）安全でおいしい水の供給

①水質管理体制の充実

安全でおいしい水を供給するため、水質管理体制の充実を図ります。

（3）水資源の有効活用

①節水意識の啓発

越谷・松伏水道企業団と連携を図りながら、節水に対する意識を高めるための啓発活動を引き続き行います。

②雨水の有効活用

雨水や*中水利用などを促進し、水資源として有効利用を進めます。

---

*ろ過装置：水その他の溶液をこして、混じり物を除く装置のこと。
*中水：上水に対して、飲用には不適だが洗浄などには使用できる水のこと。処理済の下水など用いる雑用水・工業用水など。

大綱５　生活基盤整備の施策

大項目６．水と緑のネットワークの形成

まちの現況

本町は町の中心部を包み込むように一級河川である江戸川、中川、大落古利根川が流れ、水田地帯には管理された用排水路があります。まつぶし緑の丘公園や河川敷とあわせて水と緑のネットワークが形成されています。

まつぶし緑の丘公園の周辺環境の整備や直売所、休憩所などの整備を行い、あわせて、松伏総合公園・松伏記念公園など、既存の公園の適正な維持管理に努めてきました。

江戸川流域では、水質調査や河川美化などの事業を実施しています。また、平成１６年度にはサイクリング道路が開通し、有効利用されています。

今後の課題

- 魅力ある水辺空間の確保
- 公共施設の緑化
- 身の回りの小さな緑の創出

基本的な方針

まつぶし緑の丘公園の整備促進を図り、水と緑のうるおいのある生活を創造します。また、子どもたちが安心して遊べる近隣公園などの整備を進めます。

公園・緑地の整備、道路や公共空間の緑化、住宅敷地周辺の緑化促進など身近なところからの緑の創出を進めます。

河川敷空間の整備を促進し、親水性を高めるとともに、歩行者・自転車道路網を整備します。また、農業用用排水路周辺の管理と整備を促進します。

活動目標

生活にうるおいを与えるために。

町民一人当たりの公園面積	7.21㎡	５年間	10.95㎡

施策目標

町民満足度の向上を図ります。　～アンケート調査（５段階）～

公園の整備 緑化の推進	*2. 28pt*	５年間	*3. 62pt*

基本計画

（1）　公園・緑地の整備充実

①都市公園の整備促進

みどりの交流拠点として、まつぶし緑の丘公園の整備を引き続き促進するとともに、整備状況にあわせた段階的な利用を推進します。

また、公園・緑地の計画的な拡充や維持管理を推進します。上河原緑地（通称：かがり火公園）については、河川環境を活用した公園整備をめざします。

②子どもの遊び場の提供

子どもたちが身近で安全に遊ぶことができるよう、遊び場や遊具の充実、適正な維持管理を進めます。

（2）緑化の推進

①公共施設の緑化推進

多くの人が集まる公共施設については、緑化と適正な維持管理を推進します。

また、道路の緑化を推進し快適な道路環境を提供するとともに、火災の延焼防止などに役立てます。

②町民による緑化活動の推進

住宅敷地の緑化や生垣の整備、花いっぱい運動などの緑化活動を推進し、生活に彩りを創造するまちづくりを推進します。

（3）河川などの有効活用

①魅力ある河川空間の整備

江戸川河川環境の保全に配慮するとともに、河川敷の維持管理や町営グラウンドなどの有効活用を図ります。

また、中川や大落古利根川の堤防及び河川敷に自生しているからし菜や桜並木などの河川環境の保全に努めます。

②水路の活用

農業用用排水路及び周辺の維持管理を農家と協力して行い、魅力ある水辺環境の創出に努めます。

③歩行者・自転車道路網の整備

環境や身体にやさしいウォーキングやサイクリングを促進するため、堤防や農道を活用し、歩行者や自転車が安全に通行できる道路網の整備を図ります。

大綱５　生活基盤整備の施策

大項目７．まちなみ景観の保全・形成

まちの現況

地域の気候や風土、歴史、文化など、人々の生活の中で共有し創られてきた景観は自分たちが守り、創り上げるということを理念とした景観法が平成１７年に施行されました。

松伏町の特徴を示す江戸川や中川、大落古利根川の中流域にある桜並木やからし菜の群生地などは町民に親しまれています。また、農村地域では水田や里山の緑など、松伏らしい田園景観をかたちづくっています。

本町では、地区計画を活用した優良な住環境を整備し、公共施設や寺社の大きな樹木などの調査を行い保全に努めています。

今後の課題

- 松伏町らしい景観の形成
- 地域と一体になった景観の保全

基本的な方針

- 本町のシンボルとして、水辺空間や歴史的景観や田園景観の保全を推進します。
- 町民と行政による地区の特性を活かした新たな景観づくりを進めます。

施策目標

町民満足度の向上を図ります。　～アンケート調査（５段階）～

松伏町らしさを活かした景観づくり	―	５年間	*3. 00pt*

（1）松伏らしい景観の保全・活用

①歴史的・田園景観の保全・活用

地域の歴史を感じさせる寺社や遺跡などは、文化財として保全するとともに、地区の特色あるまちなみ景観としての活用を図ります。

②樹林・樹木の保全・活用

大きな樹木や屋敷林などの良好かつ貴重な緑については、保全を推進します。

③河川環境の保全・活用

本町の原風景のひとつになっている江戸川や中川、大落古利根川については、緑の堤防を保全・活用します。

（2）特色あるまちなみ景観の形成

①地区計画などの推進

地域の特性に応じたまちづくり・景観づくりのため、地区計画制度の活用を推進します。また、地域住民のまちづくりへの関心度にあわせて、建築協定の合意形成を促進します。

②公共施設や公的空間の修景・整備

公共施設の整備に当たっては、今後も周辺の景観と調和した施設整備を図ります。